

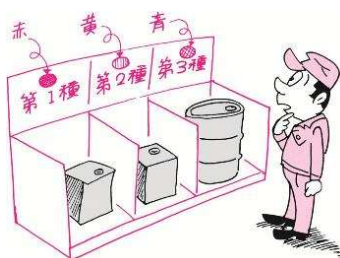


旭川地方労働基準協会（インボイス発行事業者）
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

有機溶剤は、塗料、シンナー、ドライクリーニング溶剤等、幅広く使用されています。
労働安全衛生法第19条の2では、有機溶剤作業主任者等に対し、概ね5年ごとに能力向上教育（再教育）を行う努力義務が定められています。

また、労働安全衛生法等の改正により、新たな化学物質規制制度が導入されました。
つきましては、本教育を受講いただき、有機溶剤の危険有害性、作業環境管理、記録の保存など、作業主任者として今一度ご確認下さいますようお願い申し上げます。

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので予めご了承下さい。



科目	範囲	時間
1 作業環境管理	(1) 作業環境管理の進め方 (2) 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 (3) 局所排気装置等の設置及びその維持管理	2.0
2 作業管理	(1) 作業管理の進め方 (2) 労働衛生保護具	2.0
3 健康管理	(1) 有機溶剤中毒の症状 (2) 健康診断及び事後措置	1.0
4 事例研究及び関係法令	(1) 作業標準等の作成 (2) 災害事例とその防止対策 (3) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令	2.0
計		7.0

1. 受講資格 有機溶剤作業主任者技能講習を修了している者
2. 講習日時 令和8年3月10日(火) 9:00～17:30（休憩時間含）
3. 会場 旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室（旭川市6条通4丁目）
4. 講習料 会 員 14,520円 消費税10%含
（内訳：受講料12,100、テキスト代2,420円）
会 員 外 16,720円 消費税10%含
（内訳：受講料14,300、テキスト代2,420円）
※今年度より受講料の支払方法は原則振込となります。
（申込書受理後、請求書を発行いたします）
5. 申込方法 1/9～2/24の期間内に、申込書を当協会に提出願います。
※ただし、**定員50名**に達し次第しめきります。
6. 添付書類 申込書に必ず、**有機溶剤作業主任者技能講習修了証の表裏両面のコピー**を添えて下さい。
7. 修了証 事業場に実施証明書と、受講者には修了証を交付いたします。
8. その他 欠席の場合、講習前日までに申し出がない時は、返金できませんので、ご了承願います。



クロロホルム等有機溶剤業務、エチルベンゼン等塗装業務、1,2-ジクロロプロパン等洗浄・払拭業務などの「特別有機溶剤等」については、**有機溶剤作業主任者技能講習修了者から、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。**
（したがって、特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習を受けても、これらの物質取扱業務の作業主任者にはなれませんので、注意して下さい。）

有機溶剤作業主任者能力向上教育申込書

【 講習日 令和8年3月5日 】

※印の欄は記入しないで下さい

※ 受講番号

ふりがな				昭和・平成	年	月	日生
氏 名				性 別	男 ・ 女		
住 所	〒 — 携帯(— —)						
事業場名							
事業場所在地	〒 —						
業 種					労働者数	名	
連絡先	電話 — —			FAX — —			
	担当者			担当者部署			
講習料支払方法	※今年度より原則振込となりますので、講習日の10日前までに納入願います。						
※会員区分	会員	コードNo. 225	講習料 14,520円		※入金日		
	非会員	コードNo. 226	講習料 16,720円				

※有機溶剤作業主任者技能講習修了証のコピー(表・裏両面)を貼って下さい。

修了証・表
のコピー

修了証・裏
のコピー

年 月 日

旭川地方労働基準協会 行き
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687



※申込書は、当協会ホームページからダウンロードできます。

旭川地方労働基準協会 検索

